

桑名市告示第243号

桑名市利用者支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月16日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- 桑名市利用者支援事業実施要綱の一部を改正する告示
桑名市利用者支援事業実施要綱（平成28年桑名市告示第80号）の一部を次のように改正する。
第2条に次の1号を加える。
(4) 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談、継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援（以下「妊婦等包括相談支援事業型」という。）
第3条に次の1号を加える。
(4) 妊婦等包括相談支援事業型

名称	位置
桑名市子ども未来部子ども総合センター	桑名市中央町二丁目37番地

- 第5条第1項第1号中「地域子育て支援拠点事業」の次に「又は保育所における主任保育士業務等」を加え、同項に次の1号を加える。
(4) 妊婦等包括相談支援事業型 保健師、助産師、看護師等の専門職
第6条に次の1号を加える。
(4) 妊婦等包括相談支援事業型
ア 妊娠届出時に妊娠期から出産後までの見通し、過ごし方、利用できるサービス等について、妊婦と一緒に確認する相談支援
イ 妊娠8か月頃に出産に向けての心構え、産前産後の過ごし方、出産準備、産後の必要な手続、利用できるサービス等について、妊婦と一緒に確認する相談支援
ウ 出生届出後に産後利用可能な支援サービス等について紹介し、必要に応じて利用を案内するとともに、出産後の育児の悩み、疲れ等に対し、養育者に寄り添う相談支援
第8条中「職員」の次に「及び業務を補助する職員」を加える。
附 則
この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。